

議員定数等調査委員会に係る経過

○ 議員定数等調査委員会の設置について

- ・平成 25 年 4 月 16 日 議員全員協議会

当時、大阪市との水道事業統合を優先して協議することとし、これまでの議論の経過を踏まえ、企業団議会の構成(議員定数・定数配分)のあり方については、議会内に議論の場を設けた上で、引き続き協議することとされた。

- ・5月20日開催の臨時会において同調査委員会の設置を議決、5月24日設置
- ・調査委員会の開催状況 第1回：6月6日、第2回：6月26日

○ 平成 25 年 6 月 28 日付け前々期の調査委員会報告書、次期議会への申し送り

委員会で決定された方針について、引き続き、次期の議員定数等調査委員会において調査、検討、協議を行うよう、次期議長に申し送りされた。

- ・次期議会への申し送り(抜粋)：

「平成 25 年 7 月 1 日以降に新たな議員で構成される議員定数等調査委員会において、引き続き、当該方針に基づき調査、検討、協議を行っていただくよう、お願いいたします。」

○ 前期議会での取扱い

- ・平成 25 年 7 月 25 日 議員打ち合わせ会

経過説明、前期からの申し送り事項の報告等

- ・平成 25 年 8 月 6 日 議員全員協議会(午後 2 時 15 分～午後 2 時 19 分)

議員定数等調査委員会の設置及び本日の開催について了承

- ・同日 第 1 回議員定数等調査委員会(午後 2 時 19 分～午後 2 時 53 分)

議員定数等調査のための議会運営の試行実施及び検証・評価方法、スケジュール等について了承

- ・以後の調査委員会の開催状況 第 2 回：8 月 22 日～第 7 回：平成 26 年 6 月 6 日

○ 平成 26 年 6 月 26 日付け前期の調査委員会報告書、次期議会への申し送り

委員会で決定された方針について、次期議会で決定されるよう申し送るとともに、任期中、検討、協議を一時棚上げしていた企業団議会と議員定数のあり方及び議員定数の増加に伴う議員報酬の見直しに係る今後の取扱いについては、次期議会に委ねることとされた。

- ・次期議会への申し送り(抜粋)：

「平成 26 年 7 月 1 日以降に新たな議員で構成される次期議会において、申し送り事項につきまして、適切に対応いただくようお願いいたします。」

平成 25 年 6 月 28 日

次期議会への申し送りについて

大阪広域水道企業団議会

議長 奥谷 正実

平成 25 年 6 月 28 日付で議員定数等調査委員会から別紙のとおり報告がありましたが、当該報告書では、委員会で決定された方針について、次期議長に申し送りを行うこととされています。

つきましては、平成 25 年 7 月 1 日以降に新たな議員で構成される議員定数等調査委員会において、引き続き、当該方針に基づき調査、検討、協議を行っていただくよう、お願いいたします。

平成25年6月28日

大阪広域水道企業団議会

議長 奥谷 正実 様

議員定数等調査委員会

委員長 奥谷 正実

報告書

本委員会における検討、協議の結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 開会状況

第1回 平成25年6月6日 木曜

第2回 平成25年6月26日 水曜

2. 結果

(1) 議員定数とその配分

- ①「一市町村一議席という方向性」を今任期の企業団議会の総意として決定する。
- ②次期議会において、一市町村一議席体制（現行30名に未選出議会議員を加えた46名体制）での運営を試行実施し、定数増に当たって議会運営等で問題が生じないか検証する。
- ③平成26年7月期から新定数でスタートすることを目標に、次期の議員定数等調査委員会において、②の検証結果を踏まえた議員定数及びその配分を最終的に決定する。
- ④①から③の方針について、議長から、事務局を通じて次期の企業団議会の議長に申し送りを行う。

(2) 定数増とした場合の課題への対応

- ①企業団議会日程のルール化について了承された。（別紙1）
- ②会議室使用料の削減について、経費削減に努めること及び議会運営の効率性を考慮し、原則として会場は大阪市内の施設とすることで了承された。（別紙2）
- ③定数増に伴う議員報酬の引き下げについて説明を聴取した。（別紙3）

平成 26 年 6 月 26 日

次期議会への申し送りについて

大阪広域水道企業団議会

議長 野々下 重夫

平成 26 年 6 月 26 日付で議員定数等調査委員会から別紙のとおり報告がありましたが、当該報告書では、委員会で決定された方針について、次期議会に申し送りを行うこととされています。

つきましては、平成 26 年 7 月 1 日以降に新たな議員で構成される次期議会において、申し送り事項につきまして、適切に対応いただくようお願いいたします。

平成26年6月26日

大阪広域水道企業団議会

議長 野々下 重夫 様

議員定数等調査委員会

委員長 野々下 重夫

報告書

本委員会における検討、協議の結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 開会状況

(1) 開会 … 7回 (別紙1 委員会の開会状況)

2. 結果

(1) 企業団議会と議員定数のあり方

①前期からの申し送り事項である一市町村一議席体制(現行30名に未選出議会議員を加えた46名体制)での運営を試行実施し、定数増に当たって議会運営等で問題が生じないか検証を行いました。

検証項目では、会議の開会(出席率)や議事の進行(協議、合意の方法)については、目標を達成しましたが、会議場(場所、経費など)については、適切な貸会議室の確保が難しく、会議室使用料の削減が十分ではありませんでした。

今後とも、引き続き、運営可能な貸会議室の確保等により経費削減に努めることとされました。

(別紙2 議員定数等調査のための議会運営の試行実施について)

(別紙3 議員定数と配分に係る試行実施についての検証調書)

②並行して、新たに課題が提起された首長会議や運営協議会との役割分担や整合性を踏まえた企業団議会と議員定数のあり方の検討、協議を進めました。

しかしながら、本年早々に構成団体との新たな水道事業の統合協議を進めることとなり、その統合協議の期限や本委員会委員の任期など時間的な制約を考慮し、この事業統合に係る議員定数の考え方を優先して協議、検討するため、任期中に

おける企業団議会と議員定数のあり方についての検討、協議を一時棚上げすることにしました。

今後の取扱いについては、次期議会に委ねることとされました。

(別紙4 企業団議会のあり方に係る検討課題)

(2) 3市町村との新たな水道事業の統合に係る議員定数の考え方

○四條畷市、太子町、千早赤阪村の各構成団体との新たな水道事業の統合に係る企業団議会の議員定数の考え方については、3回の委員会にわたり検討、協議され、3団体に議席を配分するため議員定数を3名増員する方針とし、新たに構成される次期議会において本年12月までの間に決定されるよう申し送ることとされました。

(別紙5 市町村との統合に際しての議員定数の考え方(委員長案))

(別紙6 「市町村との統合に際しての議員定数の考え方(委員長案)」
案1に係る検討結果について)

(3) 議員定数の増加に伴う議員報酬の見直しについて

○議員定数の増加に伴う議員報酬の見直しについては、

- ・議員定数が決定されてから検討。
- ・現状維持。
- ・現在の議員報酬の総額に収まるように減額する方向で検討。

の意見が構成団体議会から出されました。

今後の取扱いについては、次期議会に委ねることとされました。

(別紙7 議員定数が増加した場合の議員報酬の見直しに係る
検討結果について)

3. 次期議会への申し送り

2(2)については、議長から、事務局を通じて企業団議会の次期議長に申し送ることとされました。